

マイナンバー制度のお知らせ第3弾！ 事業者の皆さんは準備を！

事業者は、10月以降に従業員に通知されるマイナンバーを取得し、各種手続きの際にマイナンバーを記載する必要があります。事業者のマイナンバーの取り扱いについてお知らせします。

◎問い合わせ 市総務課(☎62-2111内線212)

準備の5つのポイント

ポイント1 マイナンバー取得時は、説明と身元確認を！

従業員や家族からマイナンバーを取得する際は、事前に利用目的を通知・公表しましょう。また、取得したマイナンバーが本当に本人のものであるか、身分証明書と照らし合わせて、しっかり確認しましょう。

- 【例】
- ・社内報などでの通知・公表
 - ・通知カードと運転免許証の突合

ポイント2 必要な時に保管し、不要になったら破棄してください

マイナンバーを含む個人情報は、手続き書類の作成事務を行う必要がある場合にのみ保管が認められ、不要になったら破棄・削除が必要です。破棄・削除を前提とした管理体制の構築をお願いします。

- 【例】
- ・データ管理システムの更新
 - ・シュレッダーなどの導入

ポイント3 取得したマイナンバーは、法定の手続きのみ使用可能

取得したマイナンバーは、法律で定められた「税と社会保障」に関する手続きの際に、各種関係書類に記載します。法律で認められた手続き以外の目的での利用は、禁止されています。



ポイント4 手続き書類の作成を委託する場合は、適切な監督が必要

マイナンバーを必要とする手続き書類の作成事務を他に委託する場合は、委託先でもしっかり安全管理措置が講じられるように、監督しましょう。※受託者は、最初の委託者の許諾を得た場合のみ再委託が可能

- 【例】
- ・安全管理措置について明確にした上で委託先と契約を結ぶ

ポイント5 安全管理措置をしっかりと講じる必要があります

マイナンバーを含む個人情報は、他の個人情報よりも、さらに厳格に取り扱う必要があります。安全管理措置の方法は、事業内容や規模に合わせ、しっかりと検討し、準備を進めてください。

- 【例】
- ・個人情報の取り扱いに関する社内規程を見直す

【マイナンバーを記載する主な書類】

税分野…▶ 給与所得の源泉徴収票▶ 給与支払い報告書▶ 報酬、料金、契約金などの支払い調書▶ 不動産の使用料等の支払い調書—など

社会保障分野…▶ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得・喪失届▶ 健康保険被扶養者(異動)届▶ 国民年金第3号被保険者関係届▶ 雇用保険被保険者資格取得・喪失届—など

法人番号が通知されます

法人にも、1法人に1つの法人番号(13桁)が割りふられ、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号は誰でも自由に利用できます。法人番号の活用によって、企業情報が共有され、取引情報の名寄せ作業の効率化や企業間取引の書類削減などが期待されています。

マイナンバーや民間事業者の対応について詳しく知りたい方はこちら！



マイナンバー(社会保障・税番号制度)のホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

準備、
お願い！



イメージキャラクター
マイナちゃん

遠野市暮らしの便利ガイド(仮称)を 官民協働で発行します！

市は、市制施行10周年を記念し、「遠野市暮らしの便利ガイド」(仮称。以下、便利ガイド)を官民協働で発行します。便利ガイドの概要をお知らせします。

ポイント1 快適な生活のためのガイドブックです

便利ガイドとは、市の窓口業務や各種手続きの方法、施設の案内、医療機関などの情報をまとめた冊子のことです。市内全戸に無料配布するほか、転入者などにも配布し、遠野での暮らしを応援します。便利ガイドの発行は、来年3月頃の予定です。

ポイント2 作成費用は広告収入でまかなわれます

便利ガイドの発行は、市と株式会社サイネックス(大阪本社、村田吉優

ポイント3 10月以降に(株)サイネックスが訪問

広告の募集については、10月下旬以降に(株)サイネックスの担当者が、市内の各事業所にお伺いいたします。広告の申し込みや広告に関するお問い合わせは、同社まで連絡してください。

代表取締役社長)との官民協働発行事業として行います(9月11日、同事業に関する協定を締結)。市は行政情報などの提供を行い、同社が冊子の作成と広告募集などを行います。作成費用は、すべて広告収入でまかなわれます。

『遠野市暮らしの便利ガイド』(仮称)の概要

規格	A4判冊子、フルカラー、約100ページ
発行部数	約13,500部(全戸配布用、転入者窓口配布用、移住希望者へのPR用)
発行	平成28年3月頃
作成費用	市内事業者からの広告収入で調達

問い合わせ

【発行について】

市経営企画部
☎62-2111内線231



【広告の掲載について】

株式会社サイネックス
☎019-907-4843

